

島根原子力発電所 2 号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（監視測定設備）

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	平成27年4月2日	モニタリングポストの間隙をブルームが通過した場合または、高所からブルームが放出した場合における当該事象の検知性を示すこと。	本日回答	<p>【モニタリングポストの間隙をブルームが通過した場合の検知性について】 可搬式モニタリング・ポストは、$10\sim 10^9$nGy/hの計測が可能である。設定した評価条件において環境放射線モニタリング指針に基づき、モニタリング・ポストの配置位置での放射線量率を評価した。風下方向の評価地点での放射線量率を1と規格化して、モニタリング・ポスト配置位置での放射線量率の感度を求めた。風下方向に対して隣接する可搬式モニタリング・ポストは、風下方向の数値に対して、最低でも5.0×10^{-2}程度の感度を有しており、ブルーム通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所事故時において、同発電所敷地周辺の最大線量率は、原子炉建物から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/h (1.1×10^7nGy/h) であり、この1/100程度の線量率を想定した場合においても十分な検知性を有している。</p> <p>また、可搬式モニタリング・ポストの配置位置にアクセスできない場合の代替測定場所での放射線量率の感度について同様に評価した。風下方向に対して隣接する可搬式モニタリング・ポストは、風下方向の数値に対して、最低でも2.0×10^{-1}程度の感度を有しており、ブルーム通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p> <p>【高所からブルームが放出した場合の検知性について】 可搬式モニタリング・ポストは、地表面に配置するため、ブルームが高い位置から放出された場合、ブルーム高さで測定した場合に比べて放射線量率としては低くなる。しかしながら、ブルームが通過する上空と地表面の間に放射線を遮蔽するものがないため、地表面に配置する可搬式モニタリング・ポストで十分に測定が可能である。</p> <p>(資料2-3-5 60-8-35～44)</p>

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（監視測定設備）

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
2	平成27年4月2日	重大事故等発生時のモニタリングポストの配置に関し、放射性物質の放出角度の網羅性を整理し必要に応じて配置位置を見直すこと。	本日回答	指摘事項No. 1に対する回答に示すとおり、間隙をブルームが通過した場合などにおいても、図に示すモニタリングポストの配置により、当該事象を検知可能であり、配置位置は問題ない。 (資料2-3-5 60-8-35～44)
3	平成27年4月2日	モニタリングポストのバックグラウンド低減対策（ポリ袋等による養生）に関して、作業員の被ばくおよび重大事故等が発生している状況等を想定した上で、バランスの取れた対策を検討すること。	本日回答	モニタリング・ポストのバックグラウンド低減対策手段において、汚染予防対策として「重大事故等により放射性物質の放出が想定される場合、重大事故等の発生から放射性物質の放出までの間に検出器をポリ袋等で養生すること」としていたが、作業員の被ばくリスクを考慮して、「放射性物質の放出後にモニタリング・ポストの検出器に常時取り付けられている検出器保護カバーを交換する」という汚染除去対策へ見直すことにした。 この見直しにより、重大事故発生後の養生作業が不要となり、作業員が被ばくするリスクが低減される。 (資料2-3-5 60-8-33,34)
4	平成27年4月2日	可搬型の放射能測定装置の個数の考え方を説明すること。	本日回答	放射能測定装置の数量の考え方を60条補足説明資料「3.4 測定器等の数量の考え方」に示す。 (資料2-3-5 60-8-45)